

議案第7号

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成26年2月18日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

非常勤職員の報酬の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
葛飾区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年葛飾区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、災害医療コーディネーターの職にある者の報酬の額は、勤務1日につき2万8,000円を超えない範囲内において区長が定める額（1日に3時間を超えて勤務をした場合にあっては、その3時間を超えた時間に対して勤務1時間につき9,300円を超えない範囲内において区長が定める額を加算した額）とする。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。